

広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（東部建設事務所管内）
ダム洪水調節機能部会設置要綱

（設置）

第 1 条 「ダム洪水調節機能部会」（以下「ダム部会」という。）は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 51 条の 3 に基づくダム洪水調節機能協議会として設置するものである。

（目的）

第 2 条 ダム部会は、昨今の水害の激甚化及び頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続及び推進を図ることを目的とする。

（ダム部会の実施事項）

第 3 条 ダム部会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 2 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 3 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。
- 4 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 5 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術及びシステム開発に必要な協議。
- 6 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

（ダム部会の対象ダム）

第 4 条 ダム部会は、東部建設事務所管内の沼田川、藤井川における、三河ダム、竜泉寺ダムを対象とする。

（ダム部会の構成）

第 5 条 ダム部会は、別紙に掲げる部会員をもって構成する。

- 2 ダム部会は、必要に応じて別紙に掲げる部会員以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(ダム部会資料等の講評)

第6条 ダム部会は、原則非公開とし、ダム部会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、ダム部会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 ダム部会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。
- 3 ダム部会の結果を協議会に報告するものとする。

(事務局)

第7条 ダム部会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、広島県土木建築局道路河川管理課が務める。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ダム部会の運営に関し必要な事項については、ダム部会で定めるものとする。

附 則

- 1 本要綱は、令和4年〇月〇日から施行する。
- 2 広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（東部建設事務所管内）ダム部会設置要綱は、廃止する。

別紙

広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（西部建設事務所管内【東ブロック】）
ダム洪水調節機能部会

（部会員）

- 1 河川管理者
広島県土木建築局
- 2 ダム管理者
 - (1) 沼田川水系
三原市（三河ダム）
 - (2) 藤井川水系
藤井川沿岸土地改良区（竜泉寺ダム）
- 3 利水者
 - (1) 藤井川水系
広島県企業局（竜泉寺ダム）
- 4 関係機関
気象庁 広島地方気象台